

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案の概要

地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、双方の活力を取り戻し、地域経済を活性化

1. 新法の考え方

業種の壁を越えた連携を促進するための、農水省・経産省による**行政の壁を越えた従来にない法律**

中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、**農水省・経産省の両省が共同で支援**

農水省と経産省が、それぞれ100億円程度、合計で**200億円以上の予算措置により支援**

中小企業者と農林漁業者の連携事例

【商品の開発・生産】(北海道江別市)

・中小企業者である地元製粉業者と地元小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。



江別小麦めん
パッケージ

【サービスの開発・提供】(福岡県岡垣町)

・中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウエディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。



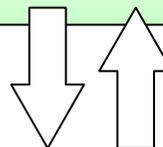
年間20万人が訪れる

2. スキーム・支援措置

基本方針

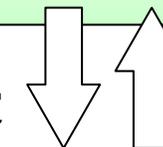
・主務大臣が農商工等連携事業の促進の意義や基本的な方向等について策定。

認定



申請

認定



申請

農商工等連携事業計画

・中小企業者及び農林漁業者が共同で計画を作成。

支援措置

中小企業信用保険法の特例
小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
食品流通構造改善促進機構の債務保証
農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
設備投資減税制度の創設
(7%の税額控除又は30%の特別償却)
中小企業者に対する低利融資制度の創設
(中小公庫・国民公庫)

農商工等連携支援事業計画

・農商工連携に対し、指導・助言等の支援を行う計画を作成。

支援措置

中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)